



長野県『憲法9条改定に反対する意見書』の提出を求める陳情書

平成30年2月21日

竜丘憲法9条を守る会 事務局長 唐澤 慶治
飯田市長野原264-1
電話 26-9204

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されました。

なかでも9条は、日本が二度と戦争をしないことを国民と世界に誓い、平和憲法として国際的にも信頼を得ています。

日本が戦後、今日まで一人の戦死者も出さなかった事実は、この憲法9条とその効力が存在したからです。

しかし、今、憲法9条を変え、自衛隊を海外に送り出せるようにし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下での憲法9条改定の動きは、受け入れることはできません。

従来の憲法解釈を180度変えて集団的自衛権行使を容認した安倍内閣は、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、2015年9月に安保関連法を強行成立させました。

憲法に自衛隊が明記され、集団的自衛権に基づいて海外で自衛隊が武力を行使すれば、日本が戦争の当事国となります。戦後日本が守ってきた平和主義、すなわち主権者である私たちが放棄した戦争、不保持を決めた戦力、そして否認した国の交戦権、それらが明記されている憲法9条の1項と2項すべてが覆されるのです。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる憲法9条改定によって、これを解決することはできません。逆にアメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島での軍事衝突の可能性を増大させることとなります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも、非軍事的制裁実施と併せて、憲法9条の原則に基づく粘り強い外交と対話によってこそ実現すべきです。

以上の趣旨を踏まえ「非核平和都市宣言」を制定している飯田市民として、憲法9条を改定することがないよう強く求め、飯田市民の平和的生存、生活に責任をもつ市議会として『憲法9条改定に反対する意見書』を国に提出して下さい。

陳情の理由

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条の存在と市民の粘り強い運動でした。いま、9条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くありません。私たちは、日本が再び海外で「戦争する国」になるのはゴメンです。

私たちは、憲法9条の改悪に反対し、日本国憲法の平和主義の諸原則が生かされる政治を求めます。飯田市民として、下記の内容での意見書の提出をぜひお願い致します。

陳情事項

『憲法9条改定に反対する意見書』を国に提出して頂きたい。

『憲法 9 条改定に反対する意見書』（案）

日本国憲法は、悲慘な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されました。

なかでも 9 条は、日本が二度と戦争をしないことを国民と世界に誓い、平和憲法として国際的にも信頼を得ています。

日本が戦後、今日まで一人の戦死者も出さなかった事実は、この憲法 9 条とその効力が存在したからです。

しかし、今、憲法 9 条を変え、自衛隊を海外に送り出せるようにし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下での憲法 9 条改定の動きは、受け入れることはできません。

従来 of 憲法解釈を 180 度変えて集団的自衛権行使を容認した安倍内閣は、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、2015 年 9 月に安保関連法を強行成立させました。

憲法に自衛隊が明記され、集団的自衛権に基づいて海外で自衛隊が武力を行使すれば、日本が戦争の当事国となります。戦後日本が守ってきた平和主義、すなわち主権者である私たちが放棄した戦争、不保持を決めた戦力、そして否認した国の交戦権、それらが明記されている憲法 9 条の 1 項と 2 項すべてが覆されるのです。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる憲法 9 条改定によって、これを解決することはできません。逆にアメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島での軍事衝突の可能性を増大させることとなります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも、非軍事的制裁実施と併せて、憲法 9 条の原則に基づく粘り強い外交と対話によってこそ実現すべきです。

以上の理由から 憲法 9 条を改定することがないよう強く求めます。

平成30年 月 日

長野県 飯田市議会